

(おもて面)

労使間のトラブルでお困りではありませんか？

労働委員会では、賃金、解雇、パワハラなどのトラブルについて、解決に向けたあっせんを行っています。



©2015秋田んだッチ

お問い合わせ、あっせん申請のご相談はこちらまでどうぞ

秋田県労働委員会事務局

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階



018-860-3284

秋田県労委

検索

月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始を除きます)

(裏 面)

労働委員会とは

労働者と使用者間のトラブルを解決するために、法律によって都道府県に設けられた行政機関です。労使間のトラブルの自主的な解決が困難な場合に、「あっせん」により問題解決のお手伝いをします。

あっせんとは

あっせん員が、労使双方から主張をお聞きし、専門的立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、あっせん案(解決案)を提示するなどして解決を図ります。

労働者・事業主

どちらからでも申請OK

利 用 無 料

非公開・秘密厳守